

令和5年度 一般会計 歳出 第6款3項2目12節 委託料

受付 番号	種目番号 —	連絡先	担当者 嶋田	電話 671-4274
----------	-----------	-----	--------	-------------

設 計 書

- 1 委託名 障害児施設従事者を対象とした効果的な虐待防止研修実施に係る
検討業務委託
- 2 履行場所 横浜市庁舎ほか
- 3 履行期間 期間 平成 契約締結日から令和 6年3月31日まで
又は期限 期限 平成 年 月 日まで
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項 _____

- 6 現場説明 不要
要 (月 日 時 分、 場所)
- 7 委託概要 (1) 障害児施設へのヒアリング等の実施
(2) 関連する統計・調査等の分析及び研修の実施手法の企画・提案
(3) その他、本事業を進めていく上で必要な企画、助言・提案

8 部分払

- する
- しない

部分払の基準

業 務 内 容	履行予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

- * 単価及び金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額
- * 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委託代金額

内訳 業 務 価 格

消費税及び地方消費税相当額

内 訳

名 称	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	摘要
障害児施設従事者向け ヒアリングの実施	回	3			
本市との打ち合わせ	回	3			
関連する統計・調査等の 分析	式	1			
研修の実施手法の企画・ 提案	式	1			
報告書作成	式	1			
管理費	式	1			
合計					
消費税及び 地方消費税相当額					
総計					

仕 様 書

1 件名

障害児施設(※)従事者を対象とした効果的な虐待防止研修実施に係る検討業務委託

※障害児施設とは・・・児童福祉法に基づく福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、
障害児通所支援事業所

2 履行期限

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 履行場所

横浜市庁舎ほか

4 業務目的

障害児施設従事者を対象とした虐待防止研修の実施にあたり、障害児施設における人材育成に関する課題等を踏まえて、より効果的な研修を実施するためのプログラム(※)や実施手法等を検討することを本業務の目的とする。

※プログラム作成に際しては、厚生労働省が実施する障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修を参考にすること。5年度実施内容は以下のURLを参照すること。

→https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/chiikikyosei/03kenshyu_00017.html

5 業務実施の背景

障害児施設従事者を対象とした研修実施に際して、障害児入所施設においては「職員の勤務体系が不規則であるため、研修への参加がしづらい」等の課題があり、障害児通所支援事業所においては、「事業所の運営法人が、社会福祉法人や株式会社、特定非営利活動法人など多岐にわたるため、それぞれの特色に応じた研修内容を検討する必要がある」等の課題があります。

また、厚生労働省が実施する研修は、障害者施設を対象に含んでおり、児童に特化した内容が盛り込まれていないため、児童に特化した内容(例：子どもの療育の観点から留意すべき点、保護者への対応等)を研修プログラムに盛り込む必要があります。

6 業務概要

(1) 障害児施設へのヒアリング等の実施

ア 障害児施設における人材育成に関する課題や虐待防止に係る取組の実施状況等の現状把握のため、障害児施設やその他本事業を進めていく上で必要な関係機関へのヒアリング等の実施(対象施設数は本市が指定する6か所程度。本市が設定するヒアリング会場で2時間程度のディスカッションを3回程度開催し、対象施設への参加依頼による実施を想定している。)

イ 企画・提案内容に関する打ち合わせの実施(2時間程度の打ち合わせを3回程度開催予定)
ウ ア～イの実施に係る資料作成、議事録作成

(2) 国内で実施された障害児施設の運営に関連する統計・調査や研究実績の分析

(3) (1) 及び (2) を踏まえた障害児施設従事者を対象とした虐待防止研修のプログラム作成
(※) 及び研修の実施手法等(例:実施主体、実施回数、研修資料等)の検討

(4) その他、本事業を進めていく上で必要な企画、助言・提案

7 成果品

報告書 正副1部ずつ(計2部)

電子納品 1式